

宅地造成等の工事に伴う住民への周知 ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、「宅地造成及び特定盛土等工事許可申請の手引き」における[2. 7 住民への周知]について、造成主及び工事施工者による円滑な運用を支援する目的で作成したものです。説明会等により工事の内容を周知する場合を対象としています。

2 適用範囲

本ガイドラインは、神戸市内において宅地造成及び特定盛土等規制法の許可等（法第12条の許可又は法第15条の協議成立又は法第16条の変更許可をいう。）が必要となる宅地造成等の工事を対象とします。（宅地造成等・・・宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）

3 近隣住環境等への配慮

① 工事内容の近隣住民説明

- 1) 造成主又は工事施工者は、宅地造成等に関する工事の許可申請までに、次に示す近隣住民に対して、工事について説明を行い、理解を得るようにしてください。

☆説明を要する近隣住民

- ・「神戸市宅地造成等に関する工事許可申請の手引き」（p2-12「表2-6」）に示される範囲にお住まいの
- ・必要に応じて、自治会などの住民組織、小学校（通学路関係）、その他工事によって影響を受ける住民等

※ 特に、隣地構造物や地盤への影響が大きい「隣地境界付近の施工」については、工事について隣地住民の理解が得られるよう、十分配慮して説明してください。

- 2) 近隣住民へ説明を行う際は、次に示す事項を記載した分かりやすい資料（工事のお知らせ）を用いて説明してください。また、住民の方が理解できるように分かりやすい言葉で正確で丁寧な説明を心掛けてください。

☆説明を要する事項（工事のお知らせ：サンプル1参照）

説明事項	説明内容の例
工事の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 工事の目的 • 発注者名 • 工事期間 など
工事を行う場所の案内	位置図
宅地造成に関する内容	工事平面図、断面図など 〔 擁壁や排水施設の有無 切土盛土をする土地（法面など） など 〕
（隣地住民に対して） 隣地境界付近の施工内容	境界付近施工図など 〔 工事による隣地構造物や地盤への影響 境界付近工事内容及び方法 仮設工事内容及び方法 など 〕
工事に関する問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> • 会社名及び住所 • 現場責任者氏名 • 電話番号 • E-mail など
その他	• 現場状況に応じて必要な事項



② 近隣住民説明報告書の提出

造成主又は工事施工者は、宅地造成工事の許可申請書に、開催案内（工事のお知らせ）及び開催結果がわかる資料を添付して提出してください。また、説明に使用した資料（工事のお知らせ）も併せて添付してください。

☆資料に記載する事項（サンプル2参照）

- 1.説明先（住所）
- 2.説明相手方の氏名及び住所
- 3.建物等の種類（戸建住宅、集合住宅、駐車場など）
- 4.説明年月日
- 5.説明者の会社名及び氏名

添付：説明に使用した資料（工事のお知らせ）

③ 許可申請書（計画書）への記載

造成主又は工事施工者は、許可申請書の計画書に、上記「① 工事内容の近隣住民説明」及び「②近隣住民説明報告書の提出」を実施した旨を記載してください。

☆記載例（サンプル3参照）

- 工事着手に先立ち、工事の内容や問合せ先を明記した分かりやすい資料（工事のお知らせ）を作成し、近隣説明を行いました。
- 近隣説明の経過については、工事着手届の提出までに、説明に使用した資料（工事のお知らせ）を添付し、開催結果がわかる資料を提出し、報告します。

【発行】令和7年10月7日

【編集】神戸市建設局森林・防災部防災課

